

大分県報

平成二十九年
号外（九三）
十月十日

（火曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時……………二
選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等を行う場所及び日時……………二
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等を行う場所及び日時……………二
衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等を行う場所及び日時……………二

選挙分会長告示
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき等を行う場所及び日時……………三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十

十一年法律第六十二号）第八十条の規定による平成二十九年十月九日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、六五八八

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二二二、八五七八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一三三、〇七六八

大分市	一三三、〇七六八
別府市	三三、九九六八
中津市	二三、一九六八
日田市	一八、七九八八
佐伯市	二一、〇七六八
臼杵市	一一、三四一人
津久見市	五、三七六八
竹田市	六、六一二人

豊後高田市	六、五一五人
杵築市	八、五八六八
宇佐市	一六、一二二人
豊後大野市	一〇、七六七人
由布市	九、七九二人
国東市・姫島村	九、〇八〇人
日出町	七、九一九人
九重町・玖珠町	七、三七三人

大分県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

大分県第一区	二四、八五九、八〇〇円
大分県第二区	二三、三八四、六〇〇円
大分県第三区	二三、七九八、五〇〇円

大分県選挙管理委員会告示第八十号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	日本放送協会大分放送局		株式会社大分放送		株式会社テレビ大分		大分朝日放送株式会社	
	日	時	日	時	日	時	日	時
テレビ	十月十八日	午前七時二十五分	十月十三日	午後三時	十月十四日	午後三時五十五分	十月十三日	午前十一時二十五分
	十月十九日	午前七時二十五分	十月十三日	午後三時	十月十四日	午後三時五十五分	十月十三日	午前十一時二十五分

ラジオ	十月十八日 午前九時五分 十月十九日 午前九時五分			
-----	------------------------------------	--	--	--

○選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長	一 木 俊 廣
一 場所	大分市大手町三丁目一番一号
二 日時	大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 平成二十九年十月二十日十時

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長	大津 留 源
一 場所	大分市大手町三丁目一番一号
二 日時	大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 平成二十九年十月二十日十時十五分

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属す

る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 矢野利幸

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月二十日十時三十分

○選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 秦喜美恵

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十九年十月二十日十時四十五分

平成二十九年十月十日

大分県報号外（選挙長告示・選挙分会長告示）